

報道発表資料

平成 28 年 10 月 27 日
独立行政法人国民生活センター

**アシスト力や充電コードに不具合がみられた電動アシスト自転車
—当該品をお持ちの方は事業者にお問い合わせください—**

国民生活センターに電動アシスト自転車について「アシスト力が強いので調べてほしい」、「バッテリーを充電中に充電コードが発火したので原因を調べてほしい」というテスト依頼が寄せられたため、それぞれについて商品テストを行ったところ、アシスト力については道路交通法で定められた基準を満たしておらず、公道を走行できないものであったほか、これとは別の銘柄において、充電コードが損傷した状態でバッテリーを充電するとコードが発火する場合があることが判明しました。

テスト依頼となった事例

【事例 1】

電動アシスト自転車のアシスト力が強い。原因について調べてほしい。

(受付年月：2016 年 2 月、相談者：奈良県、70 歳代、男性)

【事例 2】

電動アシスト自転車のバッテリーを充電していたところ、充電器のコードが発煙・発火した。原因を調べてほしい。

(受付年月：2016 年 2 月、相談者：京都府、30 歳代、女性)

【事例 3】

電動アシスト自転車のバッテリーを充電しようと充電器に接続したところ、充電開始後すぐにコードから発火した。原因を調べてほしい。

(受付年月：2016 年 3 月、相談者：大阪府、30 歳代、女性)

(以後、事例 1 の商品を「当該品 1」、事例 2 の商品を「当該品 2」、事例 3 の商品を「当該品 3」と呼びます。)

写真 1. 当該品の外観



表. 当該品の主な仕様

	当該品 1	当該品 2	当該品 3
型番(電動アシスト自転車)	bicycle-452 assist	bicycle-205 assist	bicycle-206 assist
型番 (充電器)	ACK42B	QL-09005-B2401500F	QL-09005-B2401500F
製造または販売元	日本タイガー電器株式会社		
製造国	中国		

1. 当該品 1 (事例 1) の調査

当該品 1 は、ペダルの回転速度をセンサーで感知してモーターを駆動させる電動アシスト自転車でした。なお、バッテリーは、付属の充電器を用いて充電するもので、動作に異常はみられませんでした。充電器には電気用品安全法に基づき必要とされる PSE マーク^(注 1) の表示がありませんでした(写真 2)。

また、電動アシスト自転車は道路交通法にて、人力に対する補助力として電動モーターによる力が加わるものとされ、道路交通法の基準^(注 2) に適合していなければ自転車として公道を走行することはできません。当該品 1 のアシスト比率について調査したところ、平地定速走行でのアシスト比率が基準の上限を超えることがあり、道路交通法の基準を満たしておらず、公道走行ができないものであると考えられました。

(注 1) 充電器は電気用品安全法における特定電気用品(直流電源装置)に該当し、同法に定める安全基準を満たしていることを証明する PSE マークが表示されているものでなければ、販売してはならないとされています。

(注 2) 人力に対するモーターによる補助力の比率(アシスト比率)が 10km/時未満の速度では最大で 2、10km/時以上では走行速度が上がるほど比率が徐々に減少して、24km/時ではゼロになることとされています。

写真 2. 当該品 1



2. 当該品 2 (事例 2) の調査

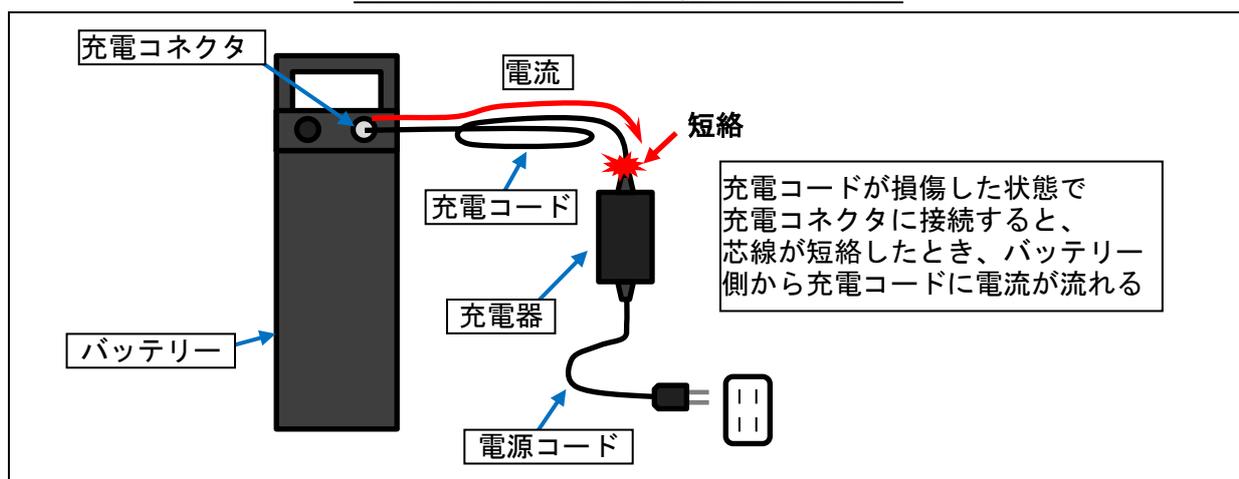
当該品 2 は、電動アシスト自転車に使用されるバッテリー及びその充電器で、充電コードは激しく焼損していました。また、充電コードは充電器本体側との接続部付近で被覆が損傷して芯線が露出しており、物理的な負荷が加わるなどして、被覆が裂けたものと考えられました(写真 3)。なお、充電器には電気用品安全法に基づく PSE マークの表示はありましたが、届出事業者の記載がないなど、一部不備がみられました。

写真 3. 当該品 2



当該品 2 のバッテリーを分解したところ、充電コードが接続される充電コネクタは、内部のバッテリーの端子とコードで直結されており、バッテリーからの電圧が常にかかっている状態でした。このため、充電コードを被覆が裂けるなど損傷した状態で充電コネクタに接続すると、芯線が短絡し、バッテリー側から充電コードに電流が流れてコードが発煙・発火する可能性が考えられました(図)。

図. バッテリーと充電器の接続 (イメージ)



3. 当該品 3 (事例 3) の調査

当該品 3 は、当該品 2 の電動アシスト自転車と型番は異なりましたが、バッテリー及び充電器については同型のものであり、発火の原因は当該品 2 と同じと考えられました。

4. 消費者へのアドバイス

- (1) 当該品 1 については、事業者が商品の回収を行い、点検及び部品交換を無償で行っています。当該品 1 をお持ちの方は事業者にお問い合わせください。
- (2) 当該品 2、当該品 3 については、事業者は既にコードの発火を防ぐためにバッテリーに対策を講じたほか、既に購入された対象の方に対してメールを送信し、損傷した充電コードを用いて充電しないように注意喚起を行っています。詳細につきましては事業者にお問い合わせください。

5. 当該品に関する問い合わせ先

販売事業者：日本タイガー電器株式会社（法人番号 5120901011731）

事業所：〒569-0025 大阪府高槻市藤の里町 1-33

・専用相談窓口

TEL：050-2018-2477（平日 11:00～16:00）

FAX：0120-953-310（24 時間受信可能）

Mail：soudan@santa-land.co.jp（24 時間受信可能）

○情報提供先

消費者庁 消費者安全課	(法人番号 5000012010024)
内閣府 消費者委員会事務局	(法人番号 2000012010019)
警察庁 交通局 交通企画課	(法人番号 8000012130001)
経済産業省 製造産業局 車両室	(法人番号 4000012090001)
経済産業省 商務情報政策局 製品安全課	(法人番号 4000012090001)
公益財団法人日本交通管理技術協会	(法人番号 6011105004854)
一般財団法人自転車産業振興協会	(法人番号 3010405000277)
一般財団法人日本車両検査協会	(法人番号 4011505000802)
一般社団法人自転車協会	(法人番号 6010405010595)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165